



目 次	ページ
規 則	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	2
○障害者自立支援法の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	2
○障害者自立支援法施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	3
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	3
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	4
◎都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立 (公園下水道課)	4
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	4
○土地改良事業の計画変更の認可 (窪川土地改良区) (農業基盤課)	4
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	5
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	5

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

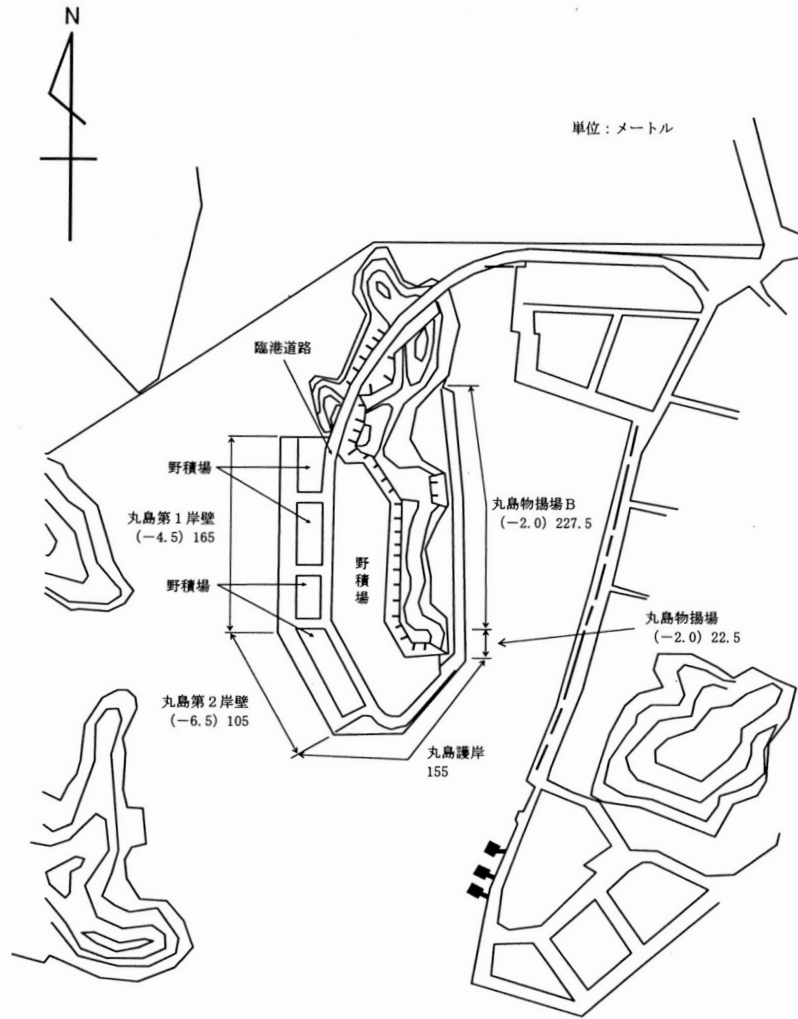
高知県規則第43号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図18の3を次のように改める。

別図18の3 宿毛湾港物揚場等の区域図 (丸島地区)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第398号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名 (担当している自立支援医療の種類に関するもの)	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
のぞみ薬局	吾川郡いの町新町88-1			平成23年4月1日
有限会社春和堂薬局駅前ショッピング支店	南国市後免町一丁目4-34			〃

高知県告示第399号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

		標ぼうしている診療科名 (担当)	診療科において担	
--	--	------------------	----------	--

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	している自立支援医療の種類に関するもの	当している自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	わかば薬局	香南市野市町西野2345-3	/	/	平成23年1月11日
変更後		香南市野市町西野2345-7			

高知県告示第400号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止の届出があった。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日
有限会社澤田博愛堂薬局	香南市野市町西野637	/	/	平成22年12月31日
くすり工房しおかぜ薬局	高岡郡中土佐町上ノ加江2411-1	/	/	平成23年1月11日

高知県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年5月31日	社会福祉法人南海福祉会 高知市布師田字宮ノ辺1362	南海福祉会訪問介護事業所ドリーマー 四万十市中村一条通一丁目53 居宅介護支援 介護予防訪問介護

高知県告示第402号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町御坊畑字ドヲシリ51、908のイ、字松ノモト903、字ヲリヲ904のイ、907、字上ドヲシリ912、字ダバ913、字ニウドウ915、字ナカ谷916の1、917の1、字ヌタツボ918の1、字マタス932、933の1、字モリ935の1、936の1、字ツイチ938の1、940、943、944の1、字中ツイチ947の1、947の4、字下ツイチ949の1、字小ミヨ962の2、969の3、字コバノヲ990の8、990の9、字ヲトナセ997の1、字下ヲトナセ998の1、字ヨケナセ999、字上ウツゲジリ1007の1、字アワガ谷1009の1、1009の9、字下モ切1011の1、字中センジャブ1015の1、1015の7、1015の8、字ウキキサ1023の1、字ヒラサコ1024の2、字フカダニ1025の6、字上ウチノ尾1038、1039のイ、字アナガサコ1041の1、字ナツヤケ1043の1、字下ウツゲシリ1047の7、字カンバタ1054の1、字ウチノ尾1075の1、字林ノ下タ1078のイ、字中ウチノ尾1079の1、字小内ノヲ1084、字下チョウハン1085、字シタキレ1086のイ、字大ナシロ1087、字シラコ1088、字トウナイ1089、1090、字シラコサコ1094の1、字池ノ谷1096の4、字下池ノ谷1097の1、1097の3、字ヲリ山口1099の2、字シイノキ谷1100の1、1100の5、字八丁1102の1、字ユルガサコ1104の2、字サフロヲ谷1105の1、1105の9、字ムラカミ1106、字タニノヲク1109の1、1109の2、字北ヲモギレ1111の1、1111の3、1111の8、字ヲモギレ1112の1、字チョウシノロ1114の1、字下モコウジロウ1115の

- 1、1115の3、1115の4、字コウジロウ1116の1、字クチニセ1118の1、字上ミシヤガ谷1120の2、字宮ガ谷1121の7、字上丁子ノロ1123の4、1123の9、字シメガハリ1124、字下ノダン1139の1、1139の2、1139の4、字ワルサ谷1140、1141、字コエト1142の1、字クチバンドヲガラ1181の2、字キノハナ1182の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第403号

国土交通省国土地理院長から平成21年12月高知県告示第720号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成23年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 197号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
高岡郡梶原町梶原1525番から	前	10.0	77
		31.2	

高岡郡樺原町榑原 1660番6まで	後	10.0 }	77
		21.0	

高知県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字 野中1362番9から 幡多郡大月町弘見字 野中1348番まで	前	8.4 }	239
	後	11.9 }	239
土佐清水市旭町852 番110から 土佐清水市旭町852 番65まで	前	12.1 }	118
	後	12.1 }	118
		20.5	

高知県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年6月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字笹ガ 谷435番から 高岡郡日高村名越屋字笹ガ 谷438番まで	205	平成23年6月17 日

高知県告示第407号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき都市公園と津波避難路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部公園下水道課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市公園及び津波避難路の名称
高知県立土佐西南大規模公園
串江・水戸地区避難路
- 2 兼用工作物の位置
四万十市下田字虎杖山4223番地先から字道崎山4307番1まで
- 3 兼用工作物の管理者
都市公園管理者 高知県知事
津波避難路管理者 四万十市長
- 4 管理の内容
(1) 都市公園管理者
ア 避難路部分（擁壁等路側構造物を含む。）以外の部分の新設、改築、維持又は修繕
イ 専ら避難路部分以外の部分に係る災害復旧
(2) 津波避難路管理者
避難路部分の新設、改築、維持又は修繕
- 5 管理の期間
平成23年6月1日から都市公園及び津波避難路の存続する日まで

高知県告示第408号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

表宿毛湾港の項中

「	〃	〃 物揚場B	2.0	250	1.0	」
---	---	--------	-----	-----	-----	---

を

「	〃	〃 物揚場	2.0	22.5	1.0	」
	〃	〃 物揚場B	2.0	227.5	1.0	

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年6月7日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年6月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年6月 7日	特定非 営利活 動法人 食と健 康を学 ぶ会	松浦 喜 美夫	高知市 みづき 三丁目 1703番 地	この法人は、食を通じた健康づくりに関する事業に取り組み行政、保険者、医療、介護、教育等、関係機関及び住民の地域連携を構築し、地域に貢献できる医療、介護、保健、福祉、食育等に関する事業、及びこれらに付帯する調査、研究開発事業を行う。これらの事業を通じて県民の生活の質の向上を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改

良事業（維持管理）の計画変更を平成23年6月6日に認可した。
平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成23年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・3・11号南国駅前線及び3・4・6号高知南国線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
南国市駅前町一丁目及び駅前町二丁目の各一部並びに南国市大桶字刈又、字弘井ヶ内、字野岸、字実兼及び字横枕の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 4 縦覧期間
平成23年6月17日から同年7月1日まで

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成23年6月17日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成23年9月21日（水）午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

- (1) 検定申請の受付期間
平成23年8月1日（月）から同月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつ

て、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
- エ 雨着（雨天時に使用する。）
- オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係